

お 知 ら せ  
令和 8 年 5 月 1 日

令和 8 年度診療報酬改定に係る歯科診療行為マスターの変更等について

○ マスターファイルの変更点等

現時点におけるマスターファイルの変更点並びに対応状況は次のとおりです。

項番	項目名	内容	備考
3	歯科診療行為 コード	新設、廃止及び変更	内訳は公表マスターの項番 1「変更区分」を参照。 3：新規 5：変更 9： 廃止
36 ～ 45	施設基準①～ ⑩	名寄せコードは今回の公表では未対応	5月1日更新
13 14	旧点数 予備	旧点数を廃止し予備へ変更する	
64	<del>予備4</del> 歯科物価対応 料区分	歯科物価対応料に関する診療行為であるか否かを表 す。  0：「1」及び「2」以外の診療行為 1：歯科物価対応料自体 2：歯科物価対応料に関する診療行為	P100 歯科物価対応料の追 加に基づき追加
65	<del>予備5</del> 歯科物価対応 料グループ区 分	歯科物価対応料を算定できる診療行為のグループ区 分を表す。  000：「1」から「500（予定）」以外の診療行 為 001：歯科外来物価対応料（初診時） 002：歯科外来物価対応料（再診時等） 003：急性期病院A一般入院料を算定する場合 004：急性期病院B一般入院料を算定する場合 （ハの場合を除く。）	P100 歯科物価対応料の追 加に基づき追加

項番	項目名	内容	備考
		005：急性期病院B一般入院料及び看護・多職種協働加算を算定する場合 006：急性期一般入院料1を算定する場合 (以下、省略・・・)	
67 ～ 76	予備	未使用：「0」を設定する。	項番66（公表順序番号）の後ろに予備項目を追加

※追加となった項目は、項番64、65、67から76となりますが、追加以外にも内容が変更となった項目もあるため、詳細については、「レセプト電算処理システムマスターファイル仕様説明書」をご確認ください。

※施設基準①～⑩の施設基準コード一覧については、「レセプト電算処理システムマスターファイル仕様説明書」の別紙7-8をご確認ください。